

平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

改定

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金(A)	【参考】H25 手数料算定 金額	見直し算定 原価(B)	手数料算定金額(C)(10円未満切捨て)	現行料金との 差額(D)=C-A	増減率E (C/A)	手数料率	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たっての考え方	所管	
28	廃棄物処理													
	一般廃棄物処理手数料													
	動物死体	収集及び処分	1頭	平成26年7月1日	6,300	6,304	5,200.0	5,200	-1,100	-17%	5,200	<p>前回の審議会において、委員より動物死体については「飼い主特定」と「不特定」についてはコスト計算は別にしたほうがよいとの指摘があった。今回の見直しにおいては、そのご指摘を踏まえ所管において検討し、算定方法の見直しを行った結果、改定する。</p> <p>(算定方法) 従前算入していた委託業者の土・日曜日の待機に掛かる経費であるが、道路や公園に死体を月曜日まで放置出来ないことから行っており、その延長として飼い主特定分も収集していると理解している。実際、土・日曜日の年間の収集割合は飼い主不特定が90%で、残りの10%が飼い主特定である。このような事を踏まえ算定方法について検討した結果、土・日曜日の待機料を除く実際の収集単価と処分単価を受益者負担していただくこととした。なお、この算定方法であれば、年度により件数の増減による手数料の変動は発生しない。</p> <p>動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項により「廃棄物」と定義されている。このことから、当市では、適正な処理を行う責務の中で、動物死体の処理を行っている。</p>	<p>&lt;主なコスト算定科目&gt; 委託料</p>	管理課